

徳島県告示第二十号

平成二十六年徳島県告示第三十七号（漁業災害補償法の規定による一定の水域を定める件）の一部を次のように改正し、令和三年一月十九日から施行する。

令和三年一月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 の 表 中

てんぐさ志和岐加入区	志和岐漁業協同組合の地区
てんぐさ東由岐加入区	東由岐漁業協同組合の地区
てんぐさ西由岐加入区	西由岐漁業協同組合の地区

てんぐさ由岐加入

を

に改める。

区

由岐漁業協同組合の地区

二 の 表 中

あわび志和岐加入区	志和岐漁業協同組合の地区
あわび東由岐加入区	東由岐漁業協同組合の地区
あわび西由岐加入区	西由岐漁業協同組合の地区

あわび由岐加入区

を

に改める。

由岐漁業協同組合の地区